



佐賀県公報

平成 20 年
4 月 11 日
(金曜日)
第 13041 号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告 示

○青少年に有害な図書等の指定

(一九七・こども課) 一

○都市計画事業変更の認可

(一九八・下水道課) 二

公 告

○基本測量の終了

(土地対策課) 三

正 誤

◎平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第一二号中訂正

(総務法制課) 三

○ 告 示

◎佐賀県告示第百九十七号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十年四月十一日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20-1	[月刊]ザ・ベス MAGAZINE ORIGINAL NO-125 5月号	KK ベストセラーズ	04039-05	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20-2	MAZi! [マジ!] Vol.50 5月号	ミリオン出版(株)	18275-5	
"	20-3	漫画ガチンコ VOL.23 ガチンコ5月増刊号	若生出版(株)	12812-05 L-05/20	
"	20-4	本当にあった浮気話人妻 5月号	ミリオン出版(株)	18123-05	
"	20-5	COMIC 華漫 5月号	(株)ワニマガジン社	03777-5	
"	20-6	本当にあったみだらな話 5月号	(株)一水社	18117-5	
"	20-7	別冊ローレンス vol.32 漫画ローレンス5月号増刊	(株)綜合図書	18388-5/1	

◎佐賀県告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十年四月十一日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

鳥栖市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山市計画下水道事業 鳥栖市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年三月三十一日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 昭和五十年佐賀県告示第二百一号、昭和五十七年佐賀県告示第二百九号、昭和六十一年佐賀県告示第四百七十五号、平成三年佐賀県告示第五百十七号、平成四年佐賀県告示第三百七十五号、平成六年佐賀県告示第七百二十八号、平成八年佐賀県告示第三百八十二号、平成十二年佐賀県告示第六百四十五号、平成十五年佐賀県告示第二百二十三号及び平成十七年佐賀県告示第二百十五号の事業地のうち、鳥栖市真木町字七田及び字今川地内において事業地を変更する。

使用の部分 昭和五十年佐賀県告示第二百一号、昭和五十七年佐賀県告示

第二百九号、昭和六十一年佐賀県告示第四百七十五号、平成三

年佐賀県告示第五百十七号、平成四年佐賀県告示第三百七十五

号、平成六年佐賀県告示第七百二十八号、平成八年佐賀県告示

第三百八十二号、平成十二年佐賀県告示第六百四十五号、平成

十五年佐賀県告示第二百二十三号及び平成十七年佐賀県告示第二

百十五号の事業地に、鳥栖市永吉町字長の原、字原田、字土取及び字弥宜隈、姫方町字本川及び字池の上、飯田町字浦田、原町字恒石及び字浦田、今町字大地添、神辺町字坂本、字河原田、字山留、字古賀上、字井手口、字竹原、字若櫻、字横枕、字河原、字五反田、字加藤田、字谷、字松本、字堂の前、字土井内、字谷口、字森塚、字拂、字松本の前、字柳郷谷、字堂の本及び字都谷、今泉町字下牟田、真木町字榎田、字巻上及び字赤江、安楽寺町字浜、牛原町字宮西、字別石、字前田、字井川口及び字東河内、山浦町字三本谷、字古野、字牛石、字中原、字新町、字西田、字魚取及び字一の坪、山都町字魚取、原古賀町字高柵、村田町字池の谷及び字五反三步、幸津町字火焼、江島町字江島、字沼田、字相模、字天神記、字本行及び字下牟田並びに立石町字木の元、字長蓮、字柳の元、字一殿給及び字山田を加え、鳥栖市永吉町字家来帰り、字セイノオ、字中尾及び字本川、姫方町字本川原及び字足洗、飯田町字川巡、原町字牟田、今町字岸田及び字八ッ並、田代昌町字石町、田代本町字フケ、字太田、字中島及び字畑田、柚比町字平原、字七浦、字安永田、字荻野及び字神山、神辺町字唐木、字登桜妓、字俵土手、字池田、字中川原、字下川原、字越当、字都及び字国泰寺、加藤田町字二丁目、鎗田町字大木、萱方町字浅井及び字前田、今泉町字六枝、真木町字原田及び字今川、儀徳町字荊、字中野、字浦田及び字西田、牛原町字原田及び字平町、養父町字古蓮輪、字築地、字宮前、字塩塚、字岸田及び字下岸田、山浦町字道庵、字大町前、字中の坪、字五本谷、字本村、字郷町、字四の坪、字宮の下及び字乗目、原古賀町字一本松、字二本松、字三本松、字一本柏及び字日の隈、轟木町字索牛及び字一本杉、蔵上町字外精、村田町字朝日、字三本松、字四本松、字岩井手、字五本松及び字

丸尾、幸津町字戸伝、字花見堂、字上川原、字下川原、字西中野、字東中野及び字大深田、西田町字西田、下野町字八軒屋、江島町字熊本、字奈良の元、字盲楽、字西谷、字四反田及び字池の谷、平田町字鬼迫、字東前、字土井上、字平田原及び字地藏原、立石町字二ツ谷、字新開、字野副、字日渡、字一本杉、字吉原、字五反田、字惣楽及び字棧敷並びに西新町字所熊地内において事業地を変更する。

○ 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成20年4月11日

佐賀県知事 古 川 康

作業種類	基礎地図情報作成作業	基準点測量、精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量作業
作業期間	平成19年12月20日から平成20年3月24日まで	平成19年5月15日から平成20年3月24日まで
作業地域	佐賀市	佐賀市、鹿島市、小城市、多久市、伊万里市、三養基郡基山町、杵島郡白石町及び杵島郡江北町

○ 正 誤

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第一二号号中訂正

頁	箇所	誤	正
38	上段 右から二行目	預かり金等返還受領証書	預り金等返還受領証書
	右から四行目	預かり金等返還請求証書	預り金等返還請求書
		出納取扱金融機関 様	出納取扱金融機関 様

購 読 料 一 か 年 三 一 、 二 〇 〇 円 (送 料 共)
申 込 先 佐 賀 県 経 営 支 援 本 部 総 務 法 制 課

平 成 二 十 年 四 月 十 一 日 印 刷 及 び 発 行
発 行 者 佐 賀 県 知 事 古 川 康

発 行 定 日 毎 週 火 金 曜 日
印 刷 社 (株) 佐 賀 印 刷 社